防爆構造電気機械器具新規型式検定に適用する工場電気設備防爆指針の検定における取扱い

No.	Ex-2015-05-01	版	0	
適 用	2015/05/01 から	状態	■有効 □無効	
件 名	シース形熱電対及びシース形測温抵抗体の同一	<u></u>	UC .	
関係する防爆構造	□全て、■耐圧、□内圧、□安増、□本安、□	油入、口槽	樹脂充てん、口非点火、口特殊	
指針	防爆構造電気機械器具型式検定の手引き(本質安全防爆構造を除く防爆電気機械器具における 同一型式の範囲の考え方)			
項番	2.9.3 シース形熱電対及びシース形測温抵抗体			
関連する IEC 規格				
取扱い・運用				
現 行	2.9.3(2) シース外径が異なるものについては、容器の	の形状が変わ	わるので同一型式とはなりません。	
今 後	※ 2.9.3(2)の表記を以下のとおり改めます。 シース外径が異なるものについては、次の範囲にの場合には、シース外径が最も小さく、かつ、シースイ、熱電対については、JISC1605(シース熱電対:8日、測温抵抗体については、JISC1604(シース測温	スの肉厚が 3.寸法)に <u>ま</u>	最も小さいものを供試品として下さい。 見定する外径 1~8mm*のもの。	
備 考	* JISC1605表10の「金属ケースの外径 <i>D=0.5</i> 」は	適用しない	\	

防爆構造電気機械器具新規型式検定に適用する工場電気設備防爆指針の検定における取扱い

No.	Ex-2015-05-02	版	0	
適 用	2015/05/01 から	状態	■有効 □無効	
件 名	耐圧防爆構造における圧入による接合面の奥行きの取り扱いについて			
関係する防爆構造	□全て、■耐圧、□内圧、□安増、□本安、□油入、□樹脂充てん、□非点火、□特殊			
指針	工場電気設備防爆指針(ガス蒸気防爆2006) NIIS-TR-NO.39(2006)			
項 番	2230 スキの奥行及びスキ			
関連する IEC 規格	_			
取扱い・運用				
現 行	圧入により接合面を構成する場合、その奥行きの基準が明確にされていない。 ただし、添付図面への記載情報は、型式検定の手引き(申請の手続き一般)2.5.2.1(5)f.において、示されている。(※1)			
今 後	工場電気設備防爆指針(ガス蒸気防爆200内容積に応じて、L1の数値を適用し、奥行きの一補 足一 これは、圧入による構成の場合は、ボルトに箇所と同様に考えるが、適切な圧入であれば、 奥行きの長さ以外に同指針2230を適用し、細則圧入に対しても同様に適用する。	あい値は よって面の 表 22.2 の) 」(2700〜』	(L1 以上として運用する。 と面が十分に締め付けられる接合面のスキwは無いものと考える。圧入は、2900)の要件でL1 に関係するものは、	
備 考	※1:圧入の奥行きついては、昭和59年5月ガイド」1.2.7.1の解説にて示されている。	当協会発行	行の「防爆構造電気機械器具型式検定	

防爆構造電気機械器具新規型式検定に適用する工場電気設備防爆指針の検定における取扱い

No.	京成機械結果新規型式検定に適用 9 る上場電 Ex-2014-8-1	版			
適 用		状態	 ■有効 □無効		
	2015/05/01 から	小忠	■有効 □無効		
件 名	容器の保護等級の取り扱いについて				
関係する防爆構造	□全て、■耐圧、■内圧、■安増、■本安、■油入、□樹脂充てん、■非点火、□特殊、■特殊防じん防爆構造、普通防じん防爆構造				
	指針1:工場電気設備防爆指針(ガス蒸気防爆2006) N	IIIS-TR-NO.3	9(2006)		
指針	指針2:工場電気設備防爆指針(国際規格に整合した技術指針2008) JNIOSH-TR-NO.43(2008)				
	指針3:工場電気設備防爆指針 (粉じん防爆1982) RIIS-TR-82-1				
	指針 1: 2321,2431 容器の構造, 2521 容器の保護等級, 2641 名	禁器, 2711 防	爆構造,2717 うず電流継手,2734 抵抗器類,2736		
	電磁プレーキ、3225、3235、3248、3256 保護等級は工験				
	 指針 2: 1.15.2 外扇の通気口, 1.16.3 ドア及びカバー, 1.19.2 カバー, 1.22.4 容器の試験, 1.22.4.5 容器の保護等級(IP)の試験				
項番	3.4.1 内圧容器,4.3.10,4.4.2.1 容器の保護等級,4.4.3.7 解説,4.4.7 電池,6.5.1 容器,6.6.4.8 外部充電端子,S2.5.6 容器の保護等				
	級(IP), S2.21 火花を発しない低電力機器に対する補足要件, S2.31.3 防爆構造容器に対する試験, S2.31.3.4 容器による保護				
	等級(IP)の記憶				
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	防じん試験			
	IEC60079-0:2011 Ed.6: 17.1.1 Ventilation openings, 18.4 Doors and				
	enclosures				
関連する IEC 規格	IEC60079-2:2007 Ed.5: 5.1 Enclosure				
, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	IEC60079-7:2006 Ed.4: 4.9 Degrees of protection provided by enc 5.3.7.8 c) NOTE, 5.7.1.2 Battery containers	losures, 5.2.1	Degrees of protection provided by machine enclosures,		
	IEC60079-11:2011 Ed.6: 6.1 Enclosures, 7.4.9 External contacts for charging batteries				
取扱い・運用					
	機器の設置場所と使用環境に応じた容器の保護等級を指定し	て、その保	護等級以上の容器の保護等級: 講案を行わなければ		
	 ならない。容器の保護等級は、申請図面と取扱説明書 1 に記				
	体的に記載する。				
現 行	*1:取扱説明書は、その見本を申請書類として添付すること	が給けったけ	状められる。		
	特殊方でん防爆構造の電気機器、及び普通防じん防爆構造の				
	請者との間で齟齬の無きよう、改めて容器の保護等級試験を				
	指針 1、2 の要求を上回る容器の保護等級は類は、検定では行わない。容器の保護等級(P)は、电調図面と取扱説明書*1 に 記載しなければならない。但し、申請図面に IP の記載がない場合、指針 1、2 で要求される最低限の IP が確認されたと				
	मदन.		11 2 CS3 C1 (OBXIEPRO) 73 IEDISC1 (ICC		
	かなす。 *1:取扱説別書は、その見本を申請書類として添付することが指針2だけ求められる。				
	取扱説明書には、検定で確認された IP を記載するが、検定以外で、指針 1、2を上回る IP が引途確認された場合、検定 で変数された IP とるといめて変数された IP と区内 フロロ語 19月まに記載したければならない				
	で確認された P とそれ以外で確認された P と区別して取扱説明書に記載しなければならない。 指針 1、2 の要求を上回る P を容器の保護等級に嫌で確認する場合、当該に嫌を単独で行うことが可能(衝撃に嫌や熱安				
	方面 「、200安水で上回る で合品の 不要等級の際でいる。 定性試験など、他の容器に関する試験は不要)。機器は、検				
		上又は快化り	めて (に 日 の このの か 同 ア フレート に 対)		
今 後	応する環境に設置することができる。	z+de≢wz			
	検定以外で指針1、2の要求を上回るIP が確認されたとし	ても中間必旧	には、それらの下はは、できない。但は、次の		
	例外を除く。				
	・過去の検定の誤議結果が引用できる場合	700 o 10=++/-/-/			
	・海外の記載競機関が、防爆の記載・評価の過程で確認した容	器の栄養等	版		
	記場だけ単独で行った場合を除く)				
	・検定と同等のプロセスで協会が行った容器の保護等級調整	データが添ん	すされた場合(例えば、協会が発行した依頼試験		
	結果が添付された場合)				
	指針3による申請の場合、保護等級: ば剣は、検定では行わな	い。 指針31	こて要求される防じん試験を以って検証する。添		
	付図面には、P記号は記載しない。				
備 考	要求される容器の保護等級(括弧内の数字は該当する指針の	項番)			
	指針1				
	油入防爆構造 o:IP54(2321)				

内圧防爆構造 f: IP4X(2431)

安全増防爆構造e:裸介電部を有する場合IP54(ドレン穴等IP44)、充電部防絶縁された場合IP44(ドレン穴等IP24)、高田回転機、金属抵抗器及び車両用蓄電池IP20(2521)

本質安全防爆構造i: IP20(2641(1))

細則 回転機(df,e): IP20(吸気口)、IP10(排気口), IP20(清浄な室内に設置され、かつ、訓練された人が定期的に監視する高圧回転機(2711(1))

うず電流継手(e): IP44/IP20(2717(2)(a)), 抵抗器類(2734(2)(a)), 電磁プレーキ(e)(27346(5)(a)): IP2X(充電部が十分保護される場合)

指針2

かご形回転機の外扇の通気口:IP20(吸気口), IP10(排気口)(1.15.2), 内部補助容器:IP20(1.16.3(2)(b) b), 1.19.2(2)(b) c))

内圧防爆構造p:IP4X

安全増防爆構造 e: 裸充電部を有する場合 IP54 (ドレン穴等 IP44)、充電部が絶縁された場合 IP44(ドレン穴等 IP24),内部

カバーIP30(4.3.10),回転機 IP20(4.4.2.1),遮断器の操作部 IP2X(4.4.3.7 解説,電池収納箱 IP23(4.4.7(2)(g))

本質安全防爆構造 i: IP20(6.5.1),充電回路 IP20(6.6.4.8)

非点以防爆構造 n:裸充電部を有する場合 IP54(保護された場所に設置 IP4X)充電部が絶縁された場合 IP44(保護された場

所に設置 IP2X)(S2.5.6.1), 火花を発しない低電力機器 IP54(S2.21(a))